

知っておきたい障がい福祉制度

◎ JR旅客運賃の割引制度

- ◎対象 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人
- ◎割引内容
 - 第1種障がい者が介護者同伴で利用する場合
普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券が50%割引
 - 12歳未満の障がい者が介護者同伴で利用する場合
定期乗車券が50%割引

- 第1種障がい者、第2種障がい者がひとりで片道100kmを超えて利用する場合
普通乗車券が50%割引
- ◎利用方法
乗車券購入時に乗車券販売窓口で、交付を受けている手帳を提示して購入
※詳しくは、乗車券販売窓口へお問い合わせください。

◎各交通機関の運賃割引制度

■バス運賃の割引

- ◎対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ◎割引内容
山口県内の定期路線バスの運賃が50%割引
※県外の路線については、各バス会社へお問い合わせください。
- ◎利用方法
降車時に交付を受けている手帳を提示
※障害等級や種別によっては、同乗の介護者1人も割引対象になります。詳しくは、各バス会社へお問い合わせください。

■航空運賃の割引

- ◎対象
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている12歳以上の人

◎割引内容

国内線の運賃が割引

◎利用方法

航空券購入時に航空会社窓口で、交付を受けている手帳を提示して購入
※割引率等は航空会社、路線によって異なります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。



■タクシー運賃の割引

- ◎対象 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人
- ◎割引内容
タクシー運賃が10%割引
- ◎利用方法
交付を受けている手帳を運転手に提示
※同乗者がいても割引が適用されます。また、一部のタクシー会社には割引がありません。詳しくは、各タクシー会社へお問い合わせください。

◎携帯電話料金の割引サービス

- ◎対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ◎割引内容
基本使用料等の割引サービス

※会社によっては当該サービスがありません。詳しくは、携帯電話各社へお問い合わせください。

◎問い合わせ先 障害福祉課 (082-11170)